

教育委員会定例会会議録

令和5年11月16日（木）

教育委員会定例会会議録

令和5年11月16日午後3時00分教育長竹内清が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室に招集した。

1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 竹内 清 委 員 赤坂雅裕 委 員 中馬智子
委 員 伊藤甲之介 委 員 大森美保子

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 白鳥慶記	教育推進部長 村上穰介
教育指導担当部長 木村千裕	教育総務課長 関 健次
教育施設課長 高橋 修	教職員担当課長 南雲 務
学校教育指導課長 力石裕司	教育センター所長 松永昭治
社会教育課長 伊勢田珠代	青少年課長 関山知子
図書館長 松岡俊子	小和田公民館担当課長兼館長 浅井志子
鶴嶺公民館担当課長兼館長 荒名穂子	松林公民館担当課長兼館長 西山昭一
南湖公民館担当課長兼館長 星谷尚央	体験学習センター担当課長兼所長 松下晃久
博物館担当課長兼館長 須藤 格	

3 会議の大要は、次のとおり。

午後3時00分開会

○教育長 それではただいまから11月定例会を開催いたします。

開催の冒頭でございますけれども、議案書の一部修正がございますので、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 議案書59ページ、8選定経過、令和5年10月4日第5回茅ヶ崎市指定管理者選定委員会の開催とありますが、正しくは第4回茅ヶ崎市指定管理者選定委員会の開催となりま

す。修正をお願いします。

○教育長 訂正を許可いたします。

それでは、日程第 1、教委議案第 68 号、教育委員会の点検評価結果報告書（令和 4 年度版）
についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第 1 教委議案第 68 号、教育委員会の点検評価結果報告書（令和 4 年度
版）について、教育総務課長よりご説明申し上げます。

議案書の 3 ページから 4 ページと、別冊、教育委員会定例会資料 1 をご覧ください。

本案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づく点検評価の
報告書をまとめましたのでお諮りするものでございます。

点検評価につきましては、5 月の定例会での議決に基づき、7 月 13 日付で、茅ヶ崎市教育
基本計画審議会に、教育委員会の点検評価結果報告書（令和 4 年度）自己評価を諮問し、10
月 31 日付けで同審議会から方針をいただきました。報告書は、自己評価と、審議会より答申
をいただきました知見等で構成されております。

このうち、自己評価は審議会の諮問に当たり、5 月の定例会にてご説明をしておりますので、
今回は審議会より答申されました知見の内容につきまして、基本方針ごとに説明させていた
だきます。

別冊の教育委員会定例会資料 1、29 ページから 31 ページをご覧ください。基本方針 1 の取
り組みに対する知見でございます。政策 1 及び政策 2 の自己評価については、これまでの知
見で指摘した点を参考にしつつ、政策の実施にあたって、積極的に工夫改善に取り組んでい
るとの評価をいただきました。新型コロナウイルス感染症による児童生徒の意識の変化に関
し丁寧にその状況を把握しようとする姿勢を読み取ることができ、また、コミュニティスク
ールの取り組みでは、地域の好事例や課題を積極的に発信し、教育委員会として適切なサポ
ートを行っており、今後の展開を期待するとの評価をいただきました。

教職員が生き生きと活躍できる環境整備についても、年々工夫、改善がなされており、学

校教育の充実に向け、さらなる質の向上を目指した取り組みを期待するとの知見をいただきました。

政策 1 の重点施策の取り組みにつきましては、29 ページの下段から記載されております。いじめ、不登校等に対する教員の対応力の向上と、児童生徒の新年度の支援に関し、多面的、多角的に児童生徒を支える取り組みが行われていることについて、評価をいただくとともに、多様化複雑化する課題に対し、より一層、関係機関や専門家等と連携協力して、未然防止、早期発見に取り組むことを要望するとの知見をいただきました。

政策 2 の重点施策の取り組みにつきましては、30 ページの下段から 31 ページにかけて記載されております。

統合型校務支援システムの実装装備準備や教職員のストレスチェックなど、長時間労働の是正や業務効率化に繋がる取り組みが確実に進められ、研修のオンライン実施など、工夫、改善が図られていますが、引き続き、受講者の多様なニーズに対応できる満足度の高い研修を期待するとの知見をいただきました。

続いて 70 ページから 73 ページをご覧ください。基本方針の取り組みに対する知見でございます。政策 3 及び政策 4 の自己評価につきましては、公民館等で、Wi-Fi 環境が整備されたことで、ICT を活用した新たな学習形態の可能性が広がったことを大いに評価いただきました。新型コロナウイルス感染症の蔓延以前の状況への回復傾向が見られる社会教育に特徴的な、対面かつ集合型の事業の一層の充実に加え、最新の ICT 技術の動向を踏まえて、講座の内容、方法の見直しと改善に努め、社会教育委員の会議や社会教育主事会議等で、よりよい事業の検証と検証結果の反映を図ることを期待するとの知見をいただきました。

また、数年来準備を進めてきた茅ヶ崎市博物館が開館し、予想を大きく超えた入館者があったことについて評価をいただきました。茅ヶ崎市美術館など、庁内外の関係機関との連携を深め、現状が後退しないよう継続していただきたいとの知見をいただきました。

政策 3 の重点施策の取り組みに対する知見が 70 ページ下段から記載されております。公民館と小中学校との連携は全国的にも多くはない実践であり、今後も継続、発展してほしいこと、また、学校図書館と公共施設の職員が定期的に情報交換を行い、年間計画の中で、図書

や実物資料等を活用した様々な教科の学習活動を充実させていくことについての知見をいただいております。

政策4の重点施策の取り組みに対する知見が72ページの下段から73ページにかけて記載されております。昨年度に引き続き、大きな課題である下寺尾官衙遺跡群の保存整備について、計画的かつ具体的な事業スケジュールを作成し、着実に史跡保存活用の取り組みを進めてほしいとの知見をいただきました。

103ページから106ページをご覧ください。基本方針3の取り組みに対する知見でございます。政策5から政策7の自己評価については、デジタルアーカイブ等の構築など、教育委員会や市長部局が連携して進める取り組みについて、多くの調整が図られ、重要な取り組みが進んだことを評価いただきました。

また、学校施設の長寿命化を計画的に進めるための財源確保として、学校施設整備基金を設置し、将来の整備に備える取り組みや、整備の指針となる学校施設再整備基本計画への着手等、児童生徒の安全を守るための具体的な対応策が示されたことを評価いただきました。

中学校給食の導入に向けては、より多くの生徒や保護者の意見が反映された中学校給食が実施されるよう、引き続き着実な進捗に努めていただきたいとの知見をいただきました。

政策5の重点施策の取り組みに対する知見が103ページから104ページにかけて記載されています。児童生徒の意識調査等から、客観的なデータとして把握している茅ヶ崎市の全児童生徒の状況について、教育活動の工夫改善において、積極的に結果の活用が進むよう、引き続きの対応を期待するとの知見をいただきました。

政策6の重点施策の取り組みに対する知見が104ページから105ページにかけて記載されております。学校施設の長寿命化や大規模な改修には一定の時間と経費が必要であることから、日常的な保守点検及び修繕が重要な役割を果たすものであり、事故防止の観点からも重要な取り組みであり、長寿命化及び大規模な改修とあわせて対応することの必要性を知見としていただきました。

政策7の重点施策の取り組みに対する知見が105ページから106ページにかけて記載されています。児童生徒の見守りについて、長年携わっていただいている地域の方々の高齢化も

進む中で、行政、学校、地域の3者で連携した今後の取り組みの工夫が必要であるとの知見をいただきました。

知見につきましては以上でございます。

今後の予定でございますが本定例会でご承認をいただきましたら、議会に報告するとともに、市ホームページ等で市民等に公表する予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○赤坂委員 資料の25ページに関しまして、教育センターにお願いがあります。

資料の25ページの一番最後の行に、臨時的任用職員等については工夫しながら、研修の機会を確保します、とあります。これを教育センターには、ぜひお願いいたします。臨時の先生は、教科はもちろん担任も部活も担当されている先生方が多いと思います。一番研修を求めている、研修が必要な先生方ではないかな、と思います。既に忙しい教育センターですが、ますます仕事が増えますけど、どうぞ、臨時の先生方への研修をよろしく願いいたします。以上です。

○伊藤委員 3つあります。

1つは感想ですが、取り組み内容15ページのところに、日本語指導協力者を派遣したと書いてありまして、財政的に厳しい中でも努力されてるということは、素晴らしいと思います。

それから、質問ですが、1つ目の質問は教育センターへ、多くの研修を打たれていて、素晴らしいと思います。前はトワイライトセミナーのことをお話していただいたんですけども、それ以外で、こんな特徴的なことをしてますよってことがあれば、少しお話をいただければと思います。

○教育センター所長 トワイライトセミナーにつきましては、昨年度、特別支援教育に係る研修を指導主事が企画し、先生方を募って、特別な研修を打ったということもありますし、

先ほど赤坂委員の方からございました、臨時的任用職員についても、教育指導員が指導助言するといったこともございました。

そして、先ほどのことについて、臨時的任用職員の研修を補充強化する方向でおります。今年度の当初には計画になかったのですが、12月に小学校中学校1名ずつ代表者を募りまして、授業研究をすることを年度途中の計画に組み込み、校長先生方の承認を得て開催することに至りました。

次年度につきましても、やはり臨時的任用職員、経験の短い方々の採用が多数いらっしゃいます。まだ正規の採用ではない方々への体系だった研修ができていないことが、昨今の喫緊の課題でございましたので、次年度、さらにこの臨時的任用職員の研修を強化し、体系だったものにできるように、現在計画を立案しているところでございます。以上です。

○伊藤委員 ありがとうございます。

臨時的任用職員のことにつきましては、そういう方からちょっとお話を聞いたんですけども、やはり茅ヶ崎市の小学校に赴任して小学校で育てられて、しかもその研修を受けて、絶対小学校の先生になろうと思いましたがと言っていましたので、やはり小学校の力もあるけれども、教育センターの方で育てていこうという姿勢が見られたということも大きいんじゃないかな、と思いました。

最後に、図書館に質問です。おはなし会で参加者が子ども142人と出てるんですね。すごい数字を打ち出してるわけですが、なぜこれだけ集客できたかをお尋ねしたいんですけども。

○図書館長 令和3年度までは、コロナ禍ということで、オンラインのみでのおはなし会を実施して参りました。

令和4年度につきましては4月のみオンライン開催ということで、対面でのお話会のご要望もございましたし、オンラインですと少しハードルが高かったというのもございまして、対面でのお話会を開催したことにより、皆さんが参加しやすくなり、人数も増えた形になっております。以上でございます。

○大森委員 冊子の54ページに、「家庭教育・幼児期の教育を支え合う環境の醸成」と言葉

が書かれていますけれども、その下の説明もですね、かなりいろんなことが含まれていると、勝手ではございますけれど想像しました。

そこで、ぜひこんな気持ちを持っていただきたいということが何点かあります。

今、児童生徒の家庭環境というのは様々だと思います。放課後すぐに家に帰れない児童たちがみんなで時間を過ごすということに力を入れて、随分、設備も整っているような状況をお知らせいただいておりますが、登校時間よりも早く来てしまう児童もいるのではないかなどということがちょっと心配です。

それで、学校はもちろん開けて待ってるんでしょうけれども、そういう児童の安全面は大丈夫でしょうか、ということが1点と、家庭教育といいますと、こういうことをしなければいけない、これがベストだということをつい考えがちですけれども、そうではない部分もたくさんあります。

親御さんそれぞれの思いを子どもたちにつなげていく場でもありますので、こうなさいという気持ちではなくて、むしろ我が子について家庭で気が付けることがたくさんあると思います。変化に気が付いていくのが親御さんであり、もしかしたらおじいちゃんおばあちゃんかもしれませんので、ぜひ、家庭と学校が情報交換をしよう、連携していこうという素地には、家庭の気づきというのが大きいんですよという思いを持って、この業務を進めていただきたいと思います。

子どもの状況の早期発見は家庭の気づき、とても大事なことだと考えています。以上です。

○教育長 始業前の登校の子どもへの対応のご質問、それから家庭との連携の中での家庭の気づきの大切さについてお話をいただきました。

それでは質問の部分、お願いいたします。

○学校教育指導課長 朝の始業前の子どもの居場所というところで、ここへ来てそういったことお子さんが増えた訳ではなく、以前からいる中で各学校が工夫をするというところがあったと思います。また、例えば、早く家を出なきゃいけないけども、家庭の方の努力で知り合いにお願いしたりとか、そういった対応は今してきていただいているとこだと思いますが、

今後はそのような家庭への支援としては、やはり学校と地域が連携して、例えば地域の施設の中で空いてる部屋などを、学校の教職員以外で地域の方のボランティアにはなるとは思いますが、見ていただくとか、まさに令和7年度目途に進めているコミュニティスクールの仕組みの中で、各学校、地域の実情に応じた、そういった形での支援体制っていうこと、こういったことを検討していく時期になってるかなというふうに感じております。

そういったところで、コミュニティスクールも今後も引き続き推進して参りたいと思えます以上です。

○教育長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

他にご意見等がなければ、日程第1、教委議案第68号、教育委員会の点検評価結果報告書令和4年度版については原案の通り決定することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、原案の通り決めます。

次に、日程第2、教委議案第69号、(仮称)茅ヶ崎市学校施設再整備基本計画(素案)のパブリックコメント実施についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育施設課長 日程第2、教委議案第69号、(仮称)茅ヶ崎市学校施設再整備基本計画(素案)のパブリックコメント実施につきまして教育施設課長よりご説明いたします。

議案書は5ページとなります。

本計画の目的についてですが、今後膨大な建て替え需要が発生する学校施設において、財政負担の軽減を図りながら、安全安心でよりよい教育環境を確保するために、計画的効果的な施設整備を行う必要があることから本計画を策定するものでございます。

また、本計画につきましては、文部科学省から各地方自治体に対して策定の要請がされているものになります。

計画の方針としましては、老朽化対策から長寿命化対策への転換をし、目標耐用年数の見直しや新たな整備サイクルの設定等を行い、かつ、学校施設整備基金を活用することで、整

備費用の縮減や平準化を図って、計画的効果的な整備を行うことで、教育環境の充実を目指すものでございます。計画期間は、実施計画 2025 に合わせて、令和 5 年度から 14 年度までの 10 年間としております。なお、整備スケジュールにつきましては、総合計画実施計画の改定や、社会情勢等の変化に合わせて見直しを行うこととしてございます。

それでは、教育委員会定例会資料 2、（仮称）茅ヶ崎市学校施設再整備基本計画（素案）をご覧ください。1 枚めくっていただき目次の部分をご覧ください。

本章は第 1 章から第 7 章までの章立てとなっております。第 1 章では、計画の 3 背景や目的、第 2 章では、学校施設等の状況として、学校施設の配置や築年数、児童生徒数等についてデータを示しているものとなっております。第 3 章では、学校施設の目指すべき姿として施設づくりを行う上での 4 つの事項を示しまして、第 4 章では、学校施設の再整備の基本的な方針を上げ、第 5 章、第 6 章では、整備する項目、整備内容と費用について、示してございます。

最後第 7 章では計画の進行管理について説明しているものでございます。

次に一部抜粋してご説明いたします。紙資料ですと 22 ページ、サイドブックですと 26 ページをご覧ください。第 6 章、再整備計画として今後の整備内容となります。大きく 4 つに分けて記載しており、建て替えにつきましては、実施時期が集中しないよう、目標耐用年数が近い松浪中学校、梅田中学校、茅ヶ崎小学校、このうち 1 校を対象として事業に着手して参ります。

その他、長寿命化対策や予防保全等につきましては、実施計画との整合を図って、整備内容を位置付けてございます。

続きまして 26 ページをお開きください。整備内容に伴う費用の見通しになります。グラフの上の部分に示しておりますが、すべての建物を一律の時期に整備すると、一時的な財政負担が増えてしまいますので、そういったことは困難であるため、計画的に整備をする必要がございます。

整備が集中しないように、建て替えについて前倒しを行い、優先順位づけした上で、ある程度の期間を設けて長寿命化対策を行うことで、平準化した再整備費用の見通しについて示

しているものでございます。20年間で約408億円と試算してございます。なお、令和5年から7年については、実施計画2025と整合を図ったものでございます。

28ページをご覧ください。第7章の計画運用の進捗管理の進捗状況の確認になります。毎年実施しております、教育委員会の点検評価、ここでお諮りしながら、PDCAサイクルにて進行管理することとしてございます。

最後に今後の予定につきまして説明させていただきます。11月21日の全員協議会にお諮りした後、12月6日から来年1月10日にかけて、パブリックコメントを実施いたします。その後、3月下旬頃に意見の集約、結果を公表した後に公表を行っていく予定でございます。説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。

ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

特にご意見等がなければ、日程第2、教委議案第69号、（仮称）茅ヶ崎市学校施設再整備基本計画（素案）のパブリックコメント実施については、原案の通り決定することでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、原案の通り決めます。

次に日程第3、教委議案第70号、茅ヶ崎市立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則について、及び、日程第4、教委議案第71号、茅ヶ崎市立学校県費負担教職員服務規程については関連がありますので、一括して議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教職員担当課長 初めに、議案書9ページ、日程第3、教委議案第70号、茅ヶ崎市立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則について、教職員担当課長よりご説明申し上げます。

議案書10ページをご覧ください。

項番1の提案の理由については、茅ヶ崎市立学校の教育職員の業務量を適切に管理するた

めに講ずる措置を定め、児童及び生徒に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができるようにするために提案するものでございます。

項番 3 の規則の概要としまして、第 2 条に、茅ヶ崎市教育委員会は、茅ヶ崎市立学校の教育職員の正規の勤務時間以外で、学校に在籍する時間いわゆる残業時間に相当するものでございますが、ひと月において、45 時間の範囲内とし、かつ 1 年においては 360 時間の範囲内とするため、茅ヶ崎市立学校の教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする事等としております。

11 ページから 13 ページに、本文と規則、参照条文を掲載しております。

当該規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することといたしました。

続きまして、議案書 14 ページです。

日程第 4、教委議案第 71 号、茅ヶ崎市立学校県費負担教職員服務規程についてご説明申し上げます。議案書 15 ページをご覧ください。

項番 1 の提案の理由については、茅ヶ崎市立学校に勤務する県費負担教職員の服務に関し、必要な事項を定めるため提案するものでございます。

項番 2 の訓令の概要をご覧ください。訓令は、第 1 章を総則、第 2 章を含む第 3 章を雑則としてまとめておりますが、主に服務に関する制度や手続きについて定めたものでございます。抜粋して概要をご紹介します。

(1) に、第 2 条で、服務の原則に関する内容、(2) に、第 3 条服務の宣誓について、飛びまして、(7) に第 8 条、教育に関する他の職等を兼ねる場合の手続き、いわゆる兼職兼業の手続き、(8) には第 9 条、営利企業従事等の許可申請の手続きを、16 ページに参りまして、(10) 第 11 条、勤務時間の割り振り、(13) の第 14 条から (15) の第 16 条においては、休暇等を取得する場合の手続き、(18) 第 19 条から (20) 第 21 条、及び 17 ページの (23) 、第 25 条から (31) 、第 33 条においては、職務上の注意すべき事項や、必要な対応を定めることとしました。

また、(32) 、第 30 条では、統合型校務支援システムの導入に伴い、この訓令による申請等について、電磁的手法により行うことができる旨を規定しました。

なお、18 ページから 24 ページについては、服務規程の本文を、また 25 ページから 47 ページにつきましては、手続きに使用する様式を載せてございます。

当該訓令は令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしました。

説明は以上になります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第 3、教委議案第 70 号、茅ヶ崎市立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則について、及び日程第 4、教委議案第 71 号、茅ヶ崎市立学校県費負担教職員服務規程については、原案の通り決定することではいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、原案の通り決めます。

次に、日程第 5、教委報告第 42 号、教育委員会市職員人事に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第 5 教委報告第 42 号、教育委員会市職員人事に関する専決処分について、教育総務課長よりご説明申し上げます。

議案書は 48 ページ及び 49 ページでございます。10 月 31 日付けで退職に伴う解職の発令が 1 件でございます。

緊急を要するため、教育長による専決処分とさせていただきましたので、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第 5 条第 2 項の規定によりご報告させていただきます。

ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。

ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第 5、教委報告第 42 号、教育委員会市職員人事に関する専決処分についての報告を承認することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは承認することといたします。

ここで皆様にお諮りいたします。

これ以降の議題は予算に関する案件等でございますので、その性質上非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、非公開といたします。

それでは日程第 6 に入る前に、事務連絡をお願いいたします。

[事 務 連 絡]

午後 3 時 33 分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、次により署名します。

令和5年11月16日

教育長

委員

委員

委員

委員